

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による障害補償給付の支給に関する処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月〇日にA県B市に所在する会社Cに雇用され、弁当製造の業務に従事していた。

請求人によると、平成〇年〇月〇日、C内において、同僚から頭部を小突かれ、首が後ろに折れ曲がる状態となり受傷（以下「本件災害」という。）したという。

請求人は、同月〇日、D病院に受診し「頭部外傷、頭部打撲、頸部挫傷、脳挫傷の疑い」と診断され、療養を開始した。その後、平成〇年〇月〇日、E整形外科・外科に受診し「頸部挫傷、頭部外傷」等と診断され、加療の結果、平成〇年〇月〇日治ゆ（症状固定）となった。

請求人は、治ゆ後、障害が残存するとして、監督署長に障害補償給付を請求したところ、監督署長は、請求人に残存する障害の程度は労働者災害補償保険法施行規則別表第1に定める障害等級表上の障害等級（以下「障害等級」という。）第14級に該当するものと認め、同等級に応ずる障害補償給付を支給する旨の処分を行った。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争点

本件の争点は、請求人に残存する障害の程度が障害等級第14級を超える障害等級に該当する障害であると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の実事の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人は、頭痛や頭の左のしびれが強く、これらの症状は、がん固な神経症状を残すものに相当し、障害等級は第12級に該当すると主張しているので、以下検討する。

(2) 医証をみると、次のとおりである。

ア E医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、要旨、「明らかな神経学的異常なし。CT画像上頭蓋内異常なし。」と述べている。

イ F医師は、平成〇年〇月〇日付け診断書において、障害の状態について「頸部・両肩・両上腕に疼痛、左中指の疼痛・しびれ、左頭部のしびれ、頭痛、頭重感」と述べ、平成〇年〇月〇日付け意見書において、各種検査結果について「頸椎X P、MR I 外傷性所見なし。」と述べている。

ウ G医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、局所所見として「尺側側に7～8/10の知覚鈍麻あり。上肢の腱反射は正常。病的反射はなし。手根管にティネル徴候はなし。頸部の可動域はほぼ完全。僧帽筋に圧痛あり。」と述べ、X線所見として「MR I上、頸椎に明らかな異常認めず（事故による）。」と述べ、障害の状態について「頸部に神経症状を残すものと認める。」と述べている。

(3) 以上の医証に鑑みると、本件災害による残存障害の程度は、決定書理由第2の2の(2)のウに説示するとおり、局所の知覚鈍麻や僧帽筋の圧痛が認めら

れるものの、各種検査では他覚的所見は認められていないことから、当審査会としても、「局所に神経症状を残すもの」（障害等級第14級）に該当すると判断する。

- (4) 請求人は、H病院で低髄液圧症候群及び脳脊髄液漏出症（以下「本疾病」という。）と診断されたとして、残存している症状は本疾病が原因であり、がん固な神経症状を残すものであるとして障害等級第12級に該当する旨主張している。

本疾病の確定診断は所定の検査を行ってなされる必要があるが、I医師及びJ医師は、それぞれ平成〇年〇月〇日付け意見書及び同年〇月〇日付け鑑定書において、必要な検査が行われておらず、診断を確定し得る所見が得られていないことから本疾病と診断することはできない旨の所見を述べている。

当審査会としても、両医師の意見は妥当であり、請求人が、本疾病に「確実」に患しているとは認められない。したがって、請求人の頭痛等の症状は、障害等級認定の対象外であると判断する。

- (5) 以上のことから、請求人に残存する障害は、障害等級第14級を超えるものとは認められない。

- 3 以上のとおりであるので、監督署長が請求人に対してした障害補償給付の支給に関する処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。